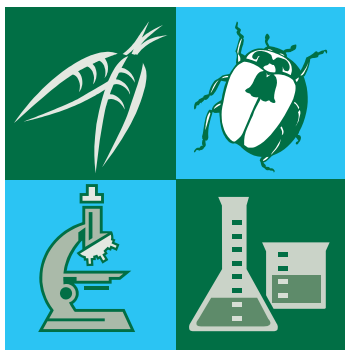




衛研だより

No. 131

名古屋市衛生研究所
2023/6

— 新型コロナウイルス感染症の類型変更について —

■ はじめに

令和2年2月に日本国内で新型コロナウイルス感染症（※）の感染者が増加し始めてから、3年以上が経過しました。その間、ウイルスは変異を繰り返しながら、流行の波は第8波まで続き、国内の状況も様々変化してきました。

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日から感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、感染症法）上の5類感染症に位置づけられました。

本稿では、新型コロナウイルス感染症の法律上の位置づけについて着目し、5類感染症となってどう変わったのか、また、名古屋市衛生研究所で運営している「名古屋市感染症情報センター」の役割についても併せて紹介します。

（※）病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関（WHO）に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り）であるものに限定する。

■ 新型コロナウイルス感染症に関する経過について

まずは、これまでの経過について、感染症法と新型コロナウイルス感染症等特別対策措置法（以下、特措法）に触れながらみていくこととします。

○ 世界の情勢

令和2年1月31日未明（日本時間）

WHOの緊急委員会が、中国武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生状況が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」に該当すると発表。

同年3月11日

WHOが新型コロナウイルス感染症は「パンデミック（世界的な大流行）の状態にある」と表明。

このような状況の中、政府は新型コロナウイルス感染症に関する法的な整備を進めていくこととなります。

■ 令和2年の情勢（国内）

【感染症法】

2月

新型コロナウイルス感染症が、感染症法に基づく「指定感染症」に定められる。

【新型コロナウイルス感染症等特別対策措置法（特措法）】

3月

特措法改正により、新型コロナウイルス感染症が特措法の対象となる。

令和2年2月に、新型コロナウイルス感染症が、感染症法に基づく「指定感染症」に指定されたことで、「積極的疫学調査への協力依頼」、「患者等に対する入院勧告・措置」、「まん延防止のために行う医療機関等への協力要請」などが適用されることとなりました（2月1日施行）。

また、3月には、新型コロナウイルス感染症を時限的に特措法の対象とすることで、緊急事態宣言や外出自粛要請などの措置についての規定が適用されることとなりました（3月14日施行）。

この規定により4月7日には東京都、大阪府など7都府県において緊急事態宣言が発出され、同月16日には、措置をすべき区域が全都道府県に拡大されています（5月25日までに全ての都道府県で解除）。

■ 令和3年の情勢（国内）

【感染症法】

2月

「新型コロナウイルス感染症」及び「再興新型コロナウイルス感染症」が追加。新型コロナウイルス感染症の法的位置づけが、「新型コロナウイルス感染症」に変更される。

【新型コロナウイルス感染症等特別対策措置法（特措法）】

2月

「新型コロナウイルス感染症」が「新型コロナウイルス感染症」に含まれるものと明記。

令和3年に入ると、感染症法、特措法がそれぞれ改正され、新型コロナウイルス感染症の法的位置づけが、「新型インフルエンザ等感染症」となり、特措法が適用されている「新型インフルエンザ等感染症」に新型コロナウイルス感染症が含まれることとなりました（2月13日施行）。具体的な対策は、感染症法の2類相当で実施されています。その他改正特措法により、特定の地域での感染拡大をその要件とする「まん延防止等重点措置」の創設、緊急事態宣言中の施設の使用制限等の要請に応じない場合の命令、命令に違反した場合の罰則の適用などが追加されています。

愛知県においても、令和3年においては4月20日から5月11日の期間など、数回「まん延防止等重点措置」が適用されています。

ここまで令和2～3年における新型コロナウイルス感染症の法的位置づけについて簡単にみてきました。その後、感染状況の変化などにより、令和4年11月から感染症法上の位置づけに関する検討が始まりました。続いて、今回の類型変更、5類感染症への移行についてみていきます。

■ 5類感染症への移行について

令和5年1月27日、国において「新型コロナウイルス感染症は、感染症法に基づく私権制限に見合った「国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれ」がある状態とは考えられないことから、新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づけるべき」との議論がなされました。そして、同日、令和5年5月8日から5類感染症へ移行する方針が決定されました（4月27日に正式決定）。

「新型インフルエンザ等感染症」から「5類感染症」に類型が変更となり、主に以下の4点については、取扱いが次のように変更されました。以下の表に示します。

感染症法上の位置づけ変更に伴う取扱いの変更

項目	新型インフルエンザ等感染症	5類感染症
医療体制	・入院措置等、行政の強い関与 ・限られた医療機関による特別な対応	・幅広い医療機関による自律的な通常の対応 ・新たな医療機関に参画を促す
患者対応	・法律に基づく行政による患者の入院・措置・勧告や外出自粛（自宅待機）の要請 ・入院・外来医療費の自己負担分を公費負担	・政府として一律に外出自粛要請はしない ・医療費の1～3割を自己負担 入院医療費や治療薬の費用を期限を区切り軽減
感染対策（行動制限）	・法律に基づき行政が様々な要請・関与を行う	・個人や事業者の判断に委ねる（自主的な感染対策）
サーベイランス	・法律に基づく届出により患者数等の全数を毎日把握	・週1回、定点医療機関による報告による把握

「医療体制」、「患者対応」、「感染対策（行動制限）」について、5類感染症移行後は、入院措置や外出自粛要請等、行政による積極的な関与はなくなり、国として一律に日常における感染対策を求めることもなくなります。医療費については、5類移行後は保険適用で1～3割の負担が必要となります。ただし、急激な負担増を避けるため、外来医療費について、9月末まで高額な治療薬は、本人負担はありません。また、入院医療費については、9月末まで高額医療費の自己負担限度額から2万円が減額されます。

「サーベイランス」については、感染症法上に基づく発生届は終了し、定点医療機関による感染動向把握に移行します。詳細については後述します。

参考：厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルス感染症について」>「新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の対応について」>「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症になりました」

■ 定点把握すべき感染症について

これまで、新型コロナウイルス感染症は、「新型インフルエンザ等感染症」として、全ての医療機関が届出の対象となる、いわゆる全数把握すべき感染症として規定されてきました。

そして、令和5年5月8日からは、「5類感染症」となり指定された医療機関（定点医療機関）からの届出を受けて、その発生状況の動向（トレンド）を把握する感染症に分類が変更されました。

5類感染症に分類される感染症の一部が、いわゆる定点把握すべき疾患に分類されます。これらの感染症には、例えばインフルエンザや感染性胃腸炎などがあげられます。

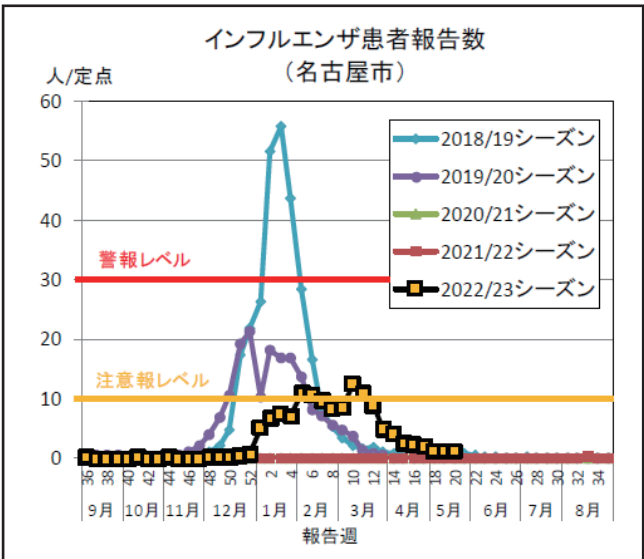
5類感染症（うち定点把握の対象となる感染症）

種類	対象疾患の例
インフルエンザ/COVID-19定点（週単位報告）	インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。） 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）
小児科定点（週単位報告）	RSウイルス感染症、感染性胃腸炎、手足口病 など
眼科定点（週単位報告）	急性出血性結膜炎、流行性角結膜炎
性感染症（STD）定点（月単位報告）	性器クラミジア感染症、淋菌感染症 など
基幹定点（週単位報告・月単位報告）	（週単位）無菌性髄膜炎、マイコプラズマ肺炎 など （月単位）メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症 など

今後、新型コロナウイルス感染症の報告は週単位でインフルエンザ定点医療機関において実施することになります（定点種別の名称については、「インフルエンザ定点」が「インフルエンザ/COVID-19定点」に変更）。

左ページ右下に5類感染症のうち定点把握の対象となる感染症について示します。また参考として、以下にこれまでのインフルエンザの定点報告に関するグラフを示します。

（参照：名古屋市感染症発生動向調査情報週報（2023年第20週））



インフルエンザの定点医療機関は、現在、名古屋市内に70機関あります。

グラフは、名古屋市内のインフルエンザについて、定点医療機関あたりの患者報告数を示しています。例えば、市内の患者報告数の総数が「70人」であった場合は、 $70（人） / 70（機関） = 1.0$ 、「700人」の場合は、 $700（人） / 70（機関） = 10.0$ となります。

インフルエンザについては、今シーズンは3シーズンぶりに流行が確認されました。グラフより、特に1～2月に患者報告数が増加しているのが分かります。今後は、新型コロナウイルス感染症も、このような定点医療機関あたりの患者報告数の推移により流行状況を把握することになります。

■ 名古屋市感染症情報センターについて

このような感染症発生動向調査の業務について、国や都道府県、保健所を設置する市（名古屋市もこれにあたります）が、それぞれの役割を担っています。

国は「中央感染症情報センター」を設置し、都道府県などから集められた、感染症発生動向に関する様々な情報を収集、分析し、全国情報として発信しています。この「中央感染症情報センター」は、国立感染症研究所内に設置されています。

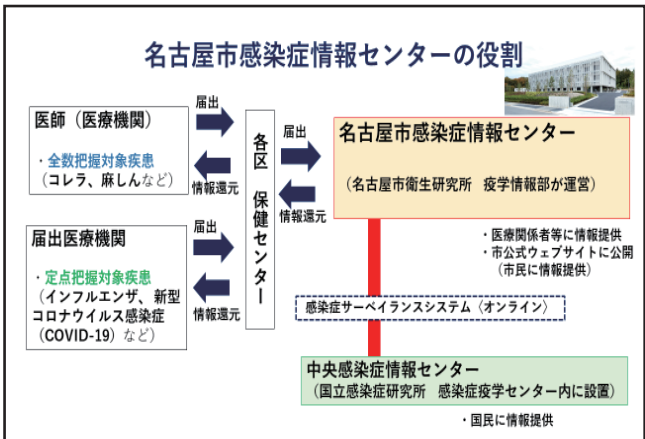
一方、都道府県や保健所設置市には「地方感染症情報センター」が置かれ、区域の感染症発生動向の情報を収集、分析し、全国の情報と併せて、これらを公開するという役割を担っています。この「地方感染症情報センター」は、主に地方衛生研究所に置かれています。

本市も名古屋市衛生研究所に「名古屋市感染症情報センター」を設置し、感染症の発生動向の情報発信を行っています。名古屋市の公式ウェブサイトにて、原則毎週水～木曜日に「感染症発生動向調査情報」を更新しておりますので、ぜひご覧ください。

今後も、新型コロナウイルス感染症など、感染症の発生動向に関する必要な情報の発信に努めて参ります。

（名古屋市感染症情報センターのページ）

<https://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/15-7-3-0-0-0-0-0-0.html>



（疫学情報部 加藤 雅也）

— 第9回 衛生研究所所内研究発表会を開催 —

令和5年3月15日（水）に所内研究発表会を大研修室で開催しました。前回に引き続き、参加者の聴講について「庁内（市役所内専用）Web会議システム」を活用し、また、新しい衛生研究所に移転して初めて、所外の参加者の方にも来所いただきました。

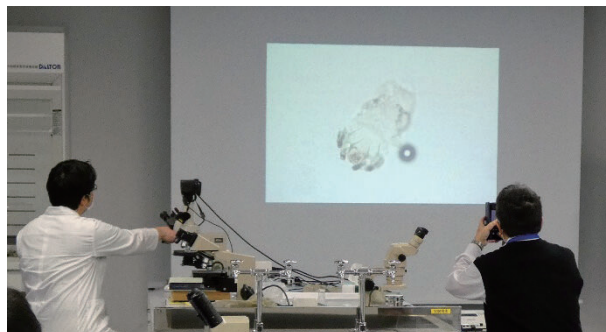
発表会では、各部で取り組まれている業務内容の紹介や研究成果の説明など4演題の発表があり、それぞれについて活発な質疑応答が行われました。演題名と発表者名は以下のとおりです。当研究所の業務について、所内職員間で広く共有するとともに、所外の職員の方にも理解を深めていただくよい機会となりました。

演 題 名	発表者名
名古屋市における新型コロナウイルス変異株の遺伝子解析	微生物部 小平 彩里
健康危機対応のための食品中金属の迅速分析法の開発	食品部 高木 恭子
疫学情報部の業務について	疫学情報部 平光 良充
繊維製品および革製品に含まれるアゾ化合物由来の特定芳香族アミンの分析	生活環境部 藪谷 充孝
	（疫学情報部 加藤 雅也）

— 環境薬務関係職員研修「昆虫の同定・ダニ類の検査」 —

令和5年2月2日（木）、環境薬務課主催の環境薬務関係職員研修の一環として、昆虫・ダニなどに関する研修を、衛生研究所に保健センター環境薬務室の職員4名を迎えて行いました。午前は、実体顕微鏡を用いて昆虫やクモなどの標本を観察するとともに、顕微鏡下の標本を撮影する実習を行いました。午後は、受講者が事前に採取したほこりから実体顕微鏡下でダニを見つけ出し、プレパラート標本作製、観察する実習を行いました。

市民から寄せられる昆虫などの相談に対しては、その種類に応じた助言、指導が重要です。この研修が、昆虫・ダニなどに関する対応力を高める一助になれば幸いです。
(生活環境部 横井 寛昭)



— 令和4年度地方衛生研究所全国協議会東海・北陸支部衛生化学部会 —

令和4年度東海・北陸支部衛生化学部会は当初、集合形式の開催が検討されておりましたが、新型コロナウイルス感染症の流行拡大や季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されたことから、令和5年2月9日（木）に福井県衛生環境研究センターの主催によりWeb形式で開催されました。

特別講演は「食品安全に係るかび毒とかび毒生産菌について」と題して福井工業大学の矢部希見子教授による講演がありました。国内外のかび毒の汚染状況およびその防御に関する研究事例を聴講しました。研究発表は計4題の発表があり、このうち本市からは食品部の深津研究員が「りんご果汁飲料からのパツリン検出事例について」、生活環境部の櫻木研究員が「各種ミネラルウォーター類における陰イオン類、臭素酸の測定条件の検討と妥当性確認」を発表しました。フリートークキングでは「自然毒各地研別保有リストの更新について」、「特定原材料（アレルギー物質）検査について」、「ヘリウムガスの供給不足への対応について」、「残留農薬検査の測定結果の確定方法について」の4題が取り上げられました。いずれも衛生化学分野の日常業務に直結したテーマであり、各研究所における現状と課題等を共有することができました。最後に、令和5年度の衛生化学部会は石川県保健環境センターが担当し、集合形式の開催に向けて準備を進めている旨の報告がありました。

(生活環境部 大野 浩之)



◆ 編集・発行 名古屋市衛生研究所 〒463-8585 名古屋市守山区桜坂四丁目207番地
TEL: 052-737-3711 / FAX: 052-736-1102 E-Mail: a7373711-01@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp
URL: <https://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/15-7-3-0-0-0-0-0-0-0.html>

「衛研だより」は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。